許可番号　03250142971

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　大阪府八尾市西高安町三丁目７番地

名　称　東海環境株式会社

代表取締役　中島聖智

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の４第１項の許可を受けた者であることを証する。

島根県知事　丸山達也

許可の年月日　令和４年５月２４日

許可の有効年月日　令和９年５月２３日

１．事業の範囲

事業の区分　積替え・保管行為を含まない　以下余白

特別管理産業廃棄物の種類

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又は、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、１，２－ジクロロエタン、１，１－ジクロロエチレン、シス－１，２－ジクロロエチレン、１，１，１－トリクロロエタン、１，１，２－トリクロロエタン、１，３－ジクロロプロペン、ベンゼン、１，４－ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（水素イオン濃度指数２．０以下のもの又は、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、１，２－ジクロロエタン、１，１－ジクロロエチレン、シス－１，２－ジクロロエチレン、１，１，１－トリクロロエタン、１，１，２－トリクロロエタン、１，３－ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、１，４－ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数１２．５以上のもの又は、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、１，２－ジクロロエタン、１，１－ジクロロエチレン、シス－１，２－ジクロロエチレン、１，１，１－トリクロロエタン、１，１，２－トリクロロエタン、１，３－ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、１，４－ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

鉱さい（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃石綿等

燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

ばいじん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、１，４－ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、１，２－ジクロロエタン、１，１－ジクロロエチレン、シス－１，２－ジクロロエチレン、１，１，１－トリクロロエタン、１，１，２－トリクロロエタン、１，３－ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、１，４－ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

以下余白

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

３．許可の条件

特記事項なし

４．許可の更新又は変更の状況

(1) 平成２９年５月２４日新規許可
(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加により令和元年６月２１日変更許可
(3) 令和４年４月１４日更新許可

５．積替え許可の有無　有・(無)

松江市の区域に係る積替え許可無

６．規則第１０条の１２第２項の規定による許可証の提出の有無　有・(無)